

I 背景

本県の健康づくりの基本目標「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」に寄与するため、福島県歯科口腔保健の推進に関する条例及び福島県歯科保健基本計画に基づき、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健を推進できるよう、歯科保健事業の充実・強化及び関係機関・団体の連携強化が必要である。

II 設置根拠

◆ 歯科口腔保健の推進に関する法律 第十五条

都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

◆ 地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）

都道府県、政令市及び特別区は、口腔保健支援センターを設け、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報提供、研修の実施その他の支援を行うこと。

III 設置目的

本県の歯科保健事業の充実・強化及び関係機関・団体との連携強化を図り、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健を推進するため、「福島県口腔保健支援センター」を設置する。

【課題】

- 若い世代からのオーラルフレイルの普及啓発が必要
- 障がい(児)者や要介護高齢者等が定期的に口腔ケアや歯科治療が受けられる体制整備が必要
- 災害発生に備えた関係機関・団体と連携した知識及び対応力向上が必要

取組の強化

IV 主な業務内容

- ・ 県全体の施策の評価・検討
- ・ 歯科口腔保健に関する啓発
- ・ 歯科保健医療等の従事者に対する研修及び情報発信
- ・ 配慮が必要な方が定期的に歯科検診または歯科医療を受けられる歯科保健医療体制の整備促進
- ・ 災害発生時の歯科保健活動の体制整備
- ・ 調査・研究

生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健の推進

現状の取組

フッ化物洗口

歯周病リスク検査および保健指導

8020認定・表彰

むし歯や歯周病予防に関する啓発

食育

乳幼児期



学齢期



成人期



高齢期



各ライフステージの特性及びライフコースアプローチを踏まえた歯科口腔保健施策の推進

歯科口腔保健の推進に関する法律

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（法第12条第1項）

福島県歯科口腔保健の推進に関する条例

福島県歯科保健基本計画

歯・口腔に関する健康格差の縮小

第三次健康ふくしま21計画

健康寿命の延伸・健康格差の縮小

① 生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健の推進

【健康意識の向上】

県民自らの取組による
歯と口腔の健康づくり

【口腔機能の獲得・維持・向上】

食育

良好な口腔
領域の成長
発育

歯科疾患の
発症予防

歯科疾患の
重症化予防

オーラルフ
レイル対策

生涯にわた
る歯・口腔
の健康

② 各ライフステージの特性及びライフコースアプローチを踏まえた歯科口腔保健施策の推進

③ 歯科口腔保健の推進のための環境整備・連携推進

配慮が必要な方への歯科保健医療提供体制の整備、促進

歯科口腔保健に関する調査、研究等

歯と口腔の健康づくりに携わる人材の確保及び資質の向上

市町村等における歯科口腔保健計画の策定や取組推進のための支援

- 【乳幼児期】むし歯は減少しているが全国と比較すると高く、引き続き、むし歯予防対策が必要。就学前施設のフッ化物洗口実施者数50.6%(R5)
- 【学齢期】 むし歯は減少傾向であるが、全国と比較すると高く、引き続き、むし歯予防対策が必要。
小学校・義務教育学校のフッ化物洗口実施者数41.5%(R5)
- 【成人期】 40歳代から約2人に1人は歯周炎を有し、過去1年間に歯科検診を受診した割合は5割未満であり、歯周病対策が必要。
- 【高齢期】 80歳代で20歯以上有する者は年々増加傾向にあるが、オーラルフレイル対策の普及啓発により、口腔機能の維持向上が必要。
- 【配慮が必要な方】 配慮が必要な方が、定期的に口腔ケアや歯科治療等が受けられる体制整備が必要。
過去1年間の歯科検診実施率(障害者支援施設・障害児入所施設 59.2%(R4)、介護老人福祉施設・介護老人保健施設 39.7%(R4))
- 【災害時】 災害発生等に迅速な歯科保健活動が行えるよう、関係機関や団体と連携した知識及び対応力の向上が必要。

